



同外一件(岡田利春君紹介)(第四四三号)	経済総合計画に関する事項
同外三件(角屋堅次郎君紹介)(第四四四号)	公益事業に関する事項
同外二件(金子一平君紹介)(第四四五号)	鉱工業に関する事項
同外八件(篠田弘作君紹介)(第四四六号)	商業に関する事項
同外五件(椎名悦三郎君紹介)(第四四七号)	通商に関する事項
同(中井徳次郎君紹介)(第四四八号)	中小企業に関する事項
同外二件(林義郎君紹介)(第四四九号)	特許に関する事項
同(古屋亨君紹介)(第四五〇号)	私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
同外九件(松野幸泰君紹介)(第四五一号)	鉱業と一般公益との調整等に関する事項
同外十件(安田賛六君紹介)(第四五二号)	の各事項につきまして、本会期中国政に関する調査を行なうため、議長に対し、承認要求を行なうこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
同外二件(阿部文男君紹介)(第五八二号)	「異議なし」と呼ぶ者あり
同外二件(小沢一郎君紹介)(第五八三号)	○鶴田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよならきました。
同外三件(角屋堅次郎君紹介)(第五八四号)	
同外七件(鍋治良作君紹介)(第五八五号)	
同外五十件(正示啓次郎君紹介)(第五八六号)	
同(瀬野栄次郎君紹介)(第五八七号)	
同外三件(野呂恭一君紹介)(第五八八号)	
同外六件(松本十郎君紹介)(第五八九号)	
日米政府間総協定反対に対する請願(佐々木良作君紹介)(第四五三号)	○鶴田委員長 内閣提出、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案及び輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。
同(岡本富夫君紹介)(第六〇五号)	
同外一件(西田入郎君紹介)(第六〇六号)	
は本委員会に付託された。	
本日の会議に付した案件	
小委員会設置に関する件	
国政調査承認要求に関する件	
国際経済上の調査措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する件	
同外二件(西尾末廣君紹介)(第四五四号)	
同(岡本富夫君紹介)(第六〇五号)	
同外一件(西田入郎君紹介)(第六〇六号)	
は本委員会に付託された。	
本日の会議に付した案件	
小委員会設置に関する件	
国政調査承認要求に関する件	
国際経済上の調査措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する件	
同外二件(西尾末廣君紹介)(第四五四号)	
同(岡本富夫君紹介)(第六〇五号)	
同外一件(西田入郎君紹介)(第六〇六号)	
は本委員会に付託された。	

第一 条 この法律は、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課等の国際経済上の調整措置の実施により事業活動に支障を生じて輸出取引に密接な関連を有すると認められる業種であつて、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課、本邦における外國為替相場の変動幅の制限の停止その他これらに準ずる国際経済上の調整措置(以下この条において単に「調整措置」といふ)により、当該業種に属する事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。	二 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行なう中小企業者であつて、調整措置により、その者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。
第三条 中小企業者は、次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。	三 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行なう中小企業者であつて、調整措置により、その者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。
一 その業種の事業活動が全国的に輸出取引に密接な関連を有すると認められる業種であつて、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課、本邦における外國為替相場の変動幅の制限の停止その他これらに準ずる国際経済上の調整措置(以下この条において単に「調整措置」といふ)により、当該業種に属する事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。	四 協業組合
二 主務大臣は、前項第二号の規定による指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。	五 事業協同組合又は協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて、政令で定めるもの
三 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行なう中小企業者であつて、調整措置により、その者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。	六 事業協同組合又は協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて、政令で定めるもの

第一条 この法律は、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課等の国際経済上の調整措置の実施により事業活動に支障を生じて輸出取引に密接な関連のある中小企業者に対し、経営の安定を図るために措置を講ずるとともに、あわせて事業の転換に際しこれを円滑にするための措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に資することの目的とする。	二 前項の認定を受けた中小企業者は、以下「認定中止」といふ。が主務省令で定める日前に規定期間の延長)
第二条 この法律において「中小企業者」とは、次	三 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行なう中小企業者であつて、調整措置により、その者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。
○鶴田委員長 これより会議を開きます。	四 第四条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、前条
国政調査承認要求に関する件についておはかりいたしました。	第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中止」といふ)が主務省令で定める日前に
すなわち、	
通商産業の基本施策に関する事項	



中小企業に対する臨時措置に関する法律  
(昭和四十六年法律第  
号)の施行に關

理由

アメリカ合衆国における輸入課徴金の調理等の国際経済上の調整措置の実施により、輸出取引に関連のある中小企業者の事業活動に支障を生じている実情にかんがみ、その経営の安定を図るために、あわせて当該中小企業者がその事業の転換を行なう場合にこれを円滑にするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新規の法律を改正する法律案

輸出保険法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

公共団体若しくはこれらに準ずる者」を「外国政府等に改め、同項に次の二号を加え、同項を同条第十項とする。

定める鉱物の開発に要する資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人（第三号に規定する外国法人を除く。以下この号において同じ。）の公債、社債若しくはこれらに準ずる債券又は外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する当該資金にあてられた長期貸付金による債権（以下「公債等」とい

第一条の二中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7  
この法律において「輸出代金貸付契約」とは、  
輸出契約に基づく輸出貨物（第五条の第二項  
の政令で定める貨物に限る。）の代金若しくは賃  
料又は技術提供契約に基づく技術若しくは勞

務の提供の対価の支払にあてられる資金を外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準する者（以下「外国政府等」という。）・外國法人又は外国人に貸し付ける契約であつて、政令で定める事項について定めがあるものをいう。

この法律において「輸出代金貸付者」とは、輸出代金貸付契約の当事者であつて、資金を貸し

期」を「決済期限又は償還期限」に改める。  
第五条の五中「又は技術提供者」を「技術提供契約」を、「当該技術提供契約」を、「当該技術提供契約」に改め、「対価」の下に「又は当該輸出代金貸付契約に基づく貸付金」を加える。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

被担保者又は轉出金貸付者に「決済期」を定期限又は償還期限に改める。

第十四条の二第二項第一号中「若しくは社債等」を「社債等若しくは公債等」に改め、同項第二号中「第一条の二第八項第四号」を「第一条の二第十項第五号」に改め、同項第四号中「若しくは社債等」を「社債等若しくは公債等」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一条の二第十項第五号に掲げる海外投資について、次のいずれかに該当する事由が生じたこと(第一号に掲げるものを除く)。

(イ) 海外投資の相手方の破産

六 以上の要了基準(海外投資を行つて

者の責めに帰することができないものに限る。)

この法律は、公布の日から施行する  
**附則**

理中

輸出信用供与方式の多様化及び鉱物資源の安定的な輸入を確保することの重要性にかんがみ、輸出代金保険の付保の対象範囲を拡大し、及び本邦に輸入される鉱物資源の開発に要する資金の外国法人に対する貸付け等を海外投資保険の付保の対象とする等輸出保険制度の改善を図る必要がある。

○田中國務大臣　国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

去る八月十六日、ニクソン米国大統領により発表された輸入課徴金等の新経済政策、また、その影響のもとに行なわれたわが国における外國為替相場の変動幅の制限の停止は、わが国経済に大きな影響を及ぼすものと考えられます。中でも、企業本質に脆弱性を残し、経済環境の変化により影響を受けやすい中小企業は、輸出関連企業を中心として、特に深刻な影響をこうむることが憂慮されております。

政府といたしましては、このようなわが国経済の現状にかんがみ、この際、敏捷、かつ、機動的に施策を講じつつ事態に対処することこそが、国民経済の安定的運営と円滑な成長、発展をはかるため重要なかつ緊急な課題であると考える次第であります。

このため、去る九月二十三日の閣議におきまして、米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策に関する決定を行ない、そのうち為替取引円滑化措置、緊急融資等行政的にとり得る措置についてはすでに実施したところであります。本法律案は、この閣議決定の内容中法律的措置をする事項及びその他必要な対策の迅速かつ適切な実施をはかるため、立案されたものであります。その概要是次のとおりであります。

本法律案におきましては、まず第一に、かかる国際経済上の調整措置により相当数の中小企業者がその事業活動に支障を生じていいる業種または産地を告示により指定し、この指定に基づき、都道府県知事が今回の事態により影響を受けた中小企業者を認定中小企業者として認定することとしたします。また、指定された業種または産地に属しない中小企業者であっても、個別企業として判断

した場合において、国際経済上の調整措置により、影響を受けていたと認められる場合には、同じく都道府県知事の認定を受けることができるとして、中小企業設備近代化資金の償還期間の延長措置及び中小企業信用保険の特例措置を講ずることにより、その経営の安定をはかることとしたとしておるのであります。

第二に、この事態に際し、事業の転換を行なうとする認定中小企業者は、都道府県知事から転換計画が適当である旨の認定を受けることができることとなっております。政府は、これら転換を行なう認定中小企業者に対し、資金の確保、税制上の特例措置及び中小企業信用保険の特例措置を講ずることにより、その転換を円滑に進めることいたしておるのであります。

第三に、政府は、認定中小企業者が行なう事業に従事していた者に対しまして、職業訓練の実施、就職のあっせんその他雇用の促進に関する措置を講ずるようつとめることいたしておりま

す。これが、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申上げます。

今後ともわが国が経済の国際化をはかり、世界経済と調和のとれた発展を遂げていくためには、発展途上諸国に対する経済協力の充実、資本自由化、輸入自由化等の推進並びに将来にわたって輸出構造の高度化を進めていかなければなりません。なかんずく、今後の輸出構造の高度化の中心をなすところのプラント輸出につきましては、わが国の国際競争力は、一部機種を除き、いまだ脆弱であり、輸出信用面での諸国との競合に対処する必要があります。また、発展途上国への便益も考慮し、その開発プロジェクト推進に協力するため

には、輸出信用供与方式の多様化をはかつていく必要があります。

さらに、わが国の経済発展の基盤たる鉱物資源につきましては、海外依存度の上昇等にかんがみ、経済規模の拡大に即応し、その長期かつ安定的な輸入の確保をはかつてまいり必要がありますが、その際には、資源保有国の経済政策、資源開発政策と調和のとれた資源開発という観点に立った海

外投融資の推進が必要であると考えられます。南北問題の進展と我が国の国際的地位の向上に伴い、前述のように経済協力の推進は、わが国对外経済政策の重要な課題となつておりますが、輸出信用の供与、海外投融資は、その一環として位置づけられるものであり、この面からも輸出信用供与方式の多様化、海外投融資の促進をはかる必要性は高まつておるのであります。

以上、述べましたことは、先般、政府において決定いたしましたわが八項目対策においても触れられているところであり、そのすみやかな実施をはかることが今後のわが国对外経済政策にとりまして重要な課題となつております。

改正点の第二は、海外投資保険の改正であります。

このほか、完成後引き渡し条件つき輸出契約に付与されることとも輸出代金保険の改善をはかることがあります。

改正点の第二は、海外投資保険の改正であります。

つきました。

いたしております。

このほか、完成後引き渡し条件つき輸出契約に付与されることとも輸出代金保険の改善をはかることがあります。

つきました。

いたしておきます。

このほか、完成後引き渡し条件つき輸出契約に付与されることとも輸出代金保険の改善をはかることがあります。

必要があります。

さらに、わが国の経済発展の基盤たる鉱物資源につきましては、海外依存度の上昇等にかんがみ、ベ払い輸出に伴う代金等の回収不能の場合と同様、バイヤーズクレジット及び輸出信用バンクそれ設置することにいたしたいと存じます、が、

その際には、資源保有国の経済政策、資源開発政

策と調和のとれた資源開発といふ観点に立つた海

外投融資の推進が必要であると考えられます。

南北問題の進展と我が国の国際的地位の向上に伴い、前述のように経済協力の推進は、わが国对外

経済政策の重要な課題となつておりますが、輸出

信用の供与、海外投融資は、その一環として位

置づけられるものであり、この面からも輸出信用

供与方式の多様化、海外投融資の促進をはかる必

要性は高まつておるのであります。

以上、述べましたことは、先般、政府において

決定いたしましたわが八項目対策においても

触れられているところであり、そのすみやかな実

施をはかることが今後のわが国对外経済政策にと

りまして重要な課題となつております。

改正点の第二は、海外投資保険の改正であります。

このほか、完成後引き渡し条件つき輸出契約に付与されることとも輸出代金保険の改善をはかることがあります。

つきました。

いたしておきます。

このほか、完成後引き渡し条件つき輸出契約に付与されることとも輸出代金保険の改善をはかることがあります。

つきました。

商工委員会議録第四号中正誤

ペシ 段行 誤

正

一 来七 かつて 誤

正

二 三 裏である 誤

正

四 未三 あるいは 誤

正



昭和四十六年十一月十一日印刷

昭和四十六年十一月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

B